

消防業務賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款:初期対応費用担保特約条項、
初期対応費用追加特約条項(一般財団法人全国消防協会用)、追加免責特約条項(一般財団法人全国消防協会用)、
人格権侵害担保特約条項、対人・対物共通支払限度額特約条項、通知等変更特約条項等付帯、
救急救命士特別約款:通知等変更特約条項等付帯、約定履行費用保険普通保険約款、災害見舞金等補償保険特約条項(一般財団法人全国消防協会用)等付帯

本制度の特徴

1

消防業務全般が
補償の対象となります。

(98%の消防本部の皆様にご加入いた
だいております。28年度より「消防業
務全般タイプ」に一本化されました。)

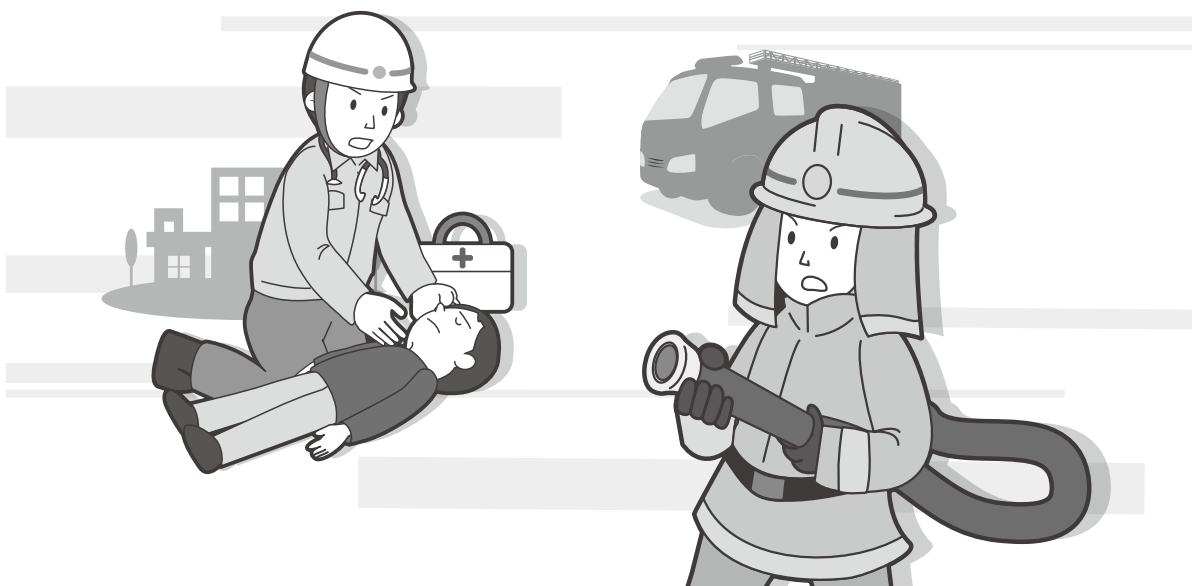
NEW

2

バイスタンダーの
応急手当に係る
見舞金をお支払いします。

3

救急救命士法に
基づく救急救命処置も
追加で補償できます。



申込締切

平成**28**年**9**月**5**日(月) ※協会事務局必着

保険期間

平成**28**年**10**月**1**日午後**4**時から平成**29**年**10**月**1**日午後**4**時まで
(中途加入は毎月の締切日(20日)の翌月1日午前0時から保険責任開始)

お問い合わせ

 **0120-065-988** (平日9:00~17:00)



一般財団法人 **全国消防協会**



保険のあらまし

業務遂行に起因して第三者に身体障害を負わせたり、または財物を損壊したことや、人格権を侵害したことについて、被保険者である消防本部(局・組合)が**法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害や初期対応に要した費用を補償する保険です。**

また、救急救命士の資格に基づく業務に起因して、第三者に身体障害を負わせたことについて被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害も補償の対象に追加することができます。(救急救命士個人が負担する法律上の賠償責任は対象となりません。)

なお、救急救命士の資格に基づく業務については、他人の身体障害が保険期間中に日本国内において発見された場合、それ以外の業務については、他人の身体障害または財物損壊が保険期間中に日本国内において発生した場合(人格権侵害については、原因となる不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合)に限ります。

バイスタンダーの応急手当に係る見舞金は、保険期間中にバイスタンダーが救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際に、消防本部が「応急手当に係る見舞金支給基準」に従ってバイスタンダーに見舞金(感染検査費用)を支払うことによって負担する費用に対して保険金をお支払するものです。

対象となる業務(免責事項を除きます)

消防法に定める消防本部(局・組合)が実施する全ての業務

■火災の予防

■危険物

■消防の設備等

■火災の警戒

■消火の活動

■火災の調査、救急業務

■救助の活動

■消防団の活動

NEW バイスタンダーによる応急手当 他

●消防法第2条9号に定義される救急業務

●医療機関と提携のもとに実施する教育訓練

●ファイアクイックエイドにおける救助隊員、消防隊員の救急活動

救急救命士に対する就業前教育・再教育訓練
救急業務講習、救急隊員の教育訓練
消防学校の教育訓練のうち救急科課程



大好評

救急救命士特別約款

日本国内において救急救命士の資格に基づき、病院または診療所に搬送するまでの間に傷病者に対して救急救命処置を行う業務(以下「救急救命業務」といいます。)

なお、全国市長会や全国町村会の自治体賠償責任保険では、消防・救急業務に係わる賠償事故は対象となりません



保険期間

平成**28**年**10**月**1**日午後**4**時から平成**29**年**10**月**1**日午後**4**時まで

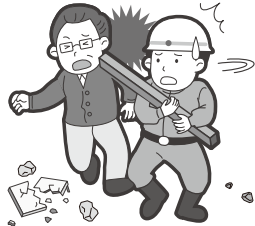




中途加入
の取扱い

毎月**20**日までにご加入手続きをしていただければ、翌月**1**日(午前**0**時)から中途加入することができます。この場合の保険責任期間は、中途加入日午前**0**時から平成**29**年**10**月**1**日午後**4**時までとなります。



この保険でお支払いできる主な場合(事故の事例)

消防業務賠償責任保険

賠償事故	人格権侵害	初期対応費用
<p>消火や救助活動中に、隊員が向きを変えた際、住民にぶつかりケガをさせた。</p> 	<p>消火活動が不十分であったため、再燃火災が発生し、被害が拡大した。(*1)</p> 	<p>救助時に事故が発生し、消防本部側の責任が判明していないが、被傷者にお見舞品を配布した。</p> 
<p>傷病者を搬送中(*2)に誤って落下させ傷病を悪化させた。(*1)</p> 	<p>病院実習中に気管挿管を誤り患者をケガさせた。(*3) (*5)</p> 	<p>パイスタンダー見舞金(感染検査費用)</p> <p>感染症患者の救急現場にて補助を行っていた住民が患者に直接接触し、感染症発症のおそれが生じたため、感染検査をした。(*4)</p> 
	<p>救急現場における消防職員の発言によって、人格権を侵されたとして訴えられた。</p> 	



救急救命士特別約款

賠償事故	
<p>病院への搬送中、気管挿管を誤り患者をケガさせた。(*5)</p> 	<p>薬剤を投与する際、注射針を誤って刺し、ケガをさせた。(*5)</p> 

(*1) この保険では事故により加重された損害について消防本部が法律上の損害賠償責任を負う部分のみが対象となります。

(*2) 搬送には自動車の所有・使用・管理によるものは除きます。

(*3) 医療機関と連携し行う教育訓練(研修)におけるご注意。

病院での研修は、病院または医師の指示・監督のもと行われるため、万が一患者等に身体障害を負わせた場合などは、病院・医師にも法律上の賠償責任(管理監督責任)が発生する可能性があります。また、研修に参加している職員が、医師の指示に背いた場合などは、派遣した消防本部および当該職員の責任割合は高くなりますが、保険上の免責事項に該当する場合や、被保険者ではない職員個人に生じた賠償責任は、保険金のお支払いの対象とはなりません。事故の際には、各消防本部において解決(示談等)に当たっていただきますが、責任の有無・範囲、解決方法などについて、病院・医師側との十分な協議が必要となるため、事前に保険会社にご相談ください。

(*4) 偶然的な接触事実等、引受保険会社による事故性の承認が必要となります。

(*5) 法令により、気管挿管や薬剤投与を行うことが認められている場合に限りです。

上記の他、不搬送措置・不出動等、救急隊員、消防職員の判断ミスにより、第三者の身体障害が発生したことによる賠償事故、職員の指示・誘導ミスにより、救助等に参加した第三者の財物が損壊したことによる賠償事故などを補償します(いずれも被保険者(消防本部(局・組合))に法律上の賠償責任が生じる場合に限りです。)



支払限度額と年間保険料

	対人対物共通(合算)	人格権侵害(*1)	初期対応費用(*2)	バイスタンダー見舞金 (感染検査費用)
支払限度額	1名につき 1億円	1名につき 50万円	1事故につき 100万円 但し上記の内枠で対人事故被害者1名につき見舞金・見舞品購入費用は10万円限度となります。	2.5万円 ※偶発的事故により罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合
	1事故につき 3億円	1事故・1保険期間中につき 100万円		
年間保険料 (人口1万人あたり)	12,950円			



救急救命士特別約款

支払限度額	1事故につき 1億円 (保険期間中の支払限度額 3億円)
年間保険料 (人口1万人あたり)	3,000円

(*1) 人格権侵害とは

業務に伴う不当な身体の拘束や、口頭・文書・図画等による表示により、他人の自由、名誉、プライバシーを侵害した場合の賠償責任を補償します。

(*2) 初期対応費用とは

業務に起因する、他人の身体障害(当費用においては「発生のおそれ」を含みます。)や財物損壊、人格権侵害事故について、消防本部が負担した初期の段階で必要となる事故調査費用や対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用などで社会通念上妥当な所定の金額についてお支払いします。結果として、消防本部に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。



年間保険料の算出方法

『消防現勢』(平成28年4月1日現在)に記載の数値(住民基本台帳及び外国人登録法上の人口)に、上記「1万人あたりの保険料」を掛けて計算してください。詳細は、同封の「消防業務賠償責任保険加入依頼書」をご参照ください。

主契約

人口(人)

×

12,000円/1万人

×

950円/1万人

=

主契約
年間保険料(*2)

+

救急救命士特別約款

人口(人)

×

3,000円/1万人

=

特約部分
年間保険料(*2)

+

年間保険料
(円)

(※1) 主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてから合算してください

(※2) 1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

中途加入については「消防業務賠償責任保険の手引き」P6~7をご参照ください。



お支払いする保険金

■保険金をお支払いする場合

消防業務の遂行に起因して保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したり、行った不当行為(注1)によって他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。また、対人・対物・人格権侵害事故が発生した場合に被保険者が負担した社会通念上妥当と思われる初期対応に必要な費用についてもお支払いの対象となります。

(注1) 不当行為とは①不当な身体の拘束②口頭または文書もしくは図画等による表示をいいます。

バイスタンダー見舞金(感染検査費用):支給対象者(注2)が偶発的事故により感染症の罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合にバイスタンダー見舞金(感染検査費用)をお支払いします。

(注2) 支給対象者とは、被保険者が管轄する地域内において救急業務に協力しているバイスタンダーが、偶然な事由により罹患した疑いのある場合、応急手当を実施した事実および実施に伴い罹患した疑いがあることを被保険者が客観的に判断できる場合の対象者をいいます。

救急救命士特別約款:被保険者または業務の補助者が遂行する救急救命業務に起因して発生した他人の身体障害が、保険期間中に日本国内において発見された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(救急救命業務に関しては、対物・人格権侵害事故の補償や、初期対応に関する補償はございませんのでご注意ください。)

■お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

- (1) 次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。
- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)
 - ※損害賠償責任の承認または損害賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ② 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
 - ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③ 賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ④ 引受保険会社が被保険者に代わり損害賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用
 - ※引受保険会社の書面による同意が必要となります。
- ⑥ 初期対応費用(救急救命業務・約定履行費用保険)
 - ※法律上の損害賠償責任の有無が判明していない場合であっても、事故の初期の段階において被保険者が負担する社会通念上

妥当な費用(事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用、事故現場の取り片付け費用、通信費、対事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用など)(対象となる費用の詳細は特約条項によります(一部事前に引受保険会社の同意を要する費用もございします。))。なお、初期対応費用においては、「他人の身体の障害を発生させたおそれがある」場合も、対事故が発生したとみなされます。)

⑦ バイスタンダー見舞金(感染検査費用)

(2) 保険金のお支払い方法

- ・上記①は、①の額を、支払限度額を限度にお支払いします。
- ・②～⑤は、原則としてその実額をお支払いします。ただし、②については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- ・⑥は、初期対応費用保険金の支払限度額を限度にお支払いします。(ただし、その内枠において身体障害についての見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名あたり10万円が限度となります。)
- ・⑦は、見舞金として支給対象者1名あたり2.5万円をお支払いします。



この保険でお支払いできない主な場合

最終的な判断は保険約款によります。

■保険金お支払いの対象とならない主な場合は次のとおりです。

1. 保険契約者・被保険者の故意
 2. 戦争(*1)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
 3. 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 4. 被保険者と他人との間に損害賠償の特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 5. 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外にある船・車両(原動力がもつばら人力であるものを除く。)等の所有・使用または管理に起因する損害(*2)
 6. 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)に起因する賠償責任
 7. 救急救命士法に基づき行う救急救命処置に起因する賠償責任(*5)(対人事故に係る消防本部の賠償責任については救急救命士特別約款の付帯により補償されます。)
 8. 日本国外で発生した(救急救命士特別約款においては「発見された」場合も含む。)事故
 9. 庁舎、消防施設の瑕疵に起因する損害(*3)
 10. 身体障害や財物損壊が生じていない事故(営業損失などの間接損害のみの事故など。ただし、主契約においては人格権侵害を除く。)
 11. 破壊消防による損害賠償
 12. 住民参加による防火・防災訓練での参加住民のケガ(ケガによる死亡を含む。)に対する損害賠償または災害補償(*4)
 13. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 14. 医療行為および、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により許可されている場合を除きます。)(*5)
 15. 薬品の投与等(*5) など
- (*1) 宣戦の有無を問いません。(*2) 航空機保険、船舶保険、自動車保険・共済の分野となります。(*3) 全国市長会及び全国町村会の制度での対象となるため、本保険制度では対象外としています。(*4) (財)日本消防協会の制度での対象となるため、本保険制度では対象外としています。(*5) この免責事由は救急救命士特別約款においては適用されません。

■バイスタンダー見舞金(感染検査費用)お支払いの対象とならない主な場合は次のとおりです。

1. 見舞金支給対象者または見舞金を受け取るべき者(法定相続人をいう。以下同じ。)の故意または重大な過失
2. 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3. 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用
4. 見舞金支給対象者の疾病または心神喪失
5. 地震、噴火またはこれらによる津波
6. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
7. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
8. 5～7までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
9. 7.以外の放射線照射または放射能汚染
10. 見舞金支給対象者の請求または受領に不正の事実があった場合その他被保険者が、不適正と判断した場合

ご加入手続き

新規・更新加入の場合

1 所定の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出してください。

2 保険料は加入締切日までにご口座に送金してください。

みずほ銀行 町村会館出張所 普通 1828721
口座名義人 消防業務賠償責任保険 業務理事 須貝俊司

3 11月中旬頃に加入の覚えとして加入者証を送付します。
※12月になっても届かない場合は一般財団法人全国消防協会にご連絡ください。

中途加入の場合

1 所定の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出いただくと同時に、保険料を上記の口座に送金してください。

2 毎月20日までにご加入手続きをさせていただければ、翌月1日(午前0時)から中途加入(補償開始)することができます。

3 中途加入の場合の保険責任期間は中途加入日の午前0時から平成29年10月1日(午後4時)までとなります。

4 加入の翌月に加入の覚えとして加入者証を送付します。
※加入の翌々月になっても届かない場合は一般財団法人全国消防協会にご連絡ください。

保険期間中での特約の中途付帯も可能です。その場合は取扱代理店までお問合わせください。

加入依頼書記入例

一般財団法人 全国消防協会事務局 御中

①一般財団法人 全国消防協会用

消防業務賠償責任保険加入依頼書

ご加入時の確認事項 保険内容に關してはパンフレット等をご参照ください。
次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員であることを確認し、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関する事項」の内容について同意の上、以下の通り一般財団法人全国消防協会を契約者とする消防業務賠償責任保険に加入を依頼します。

加入依頼年月日 平成 00 年 9 月 1 日

加入区分 新規加入

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2
電話番号 03-1234-5678 FAX番号 03-1234-5678
〇〇消防本部 消防長 消防太郎

ご加入者の標準事業種別(任意) (ご記入ください)

新規・更新加入の場合 保険期間:平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時まで

●主契約部分

管轄エリアの標準日時の人口	× 12,000円/1万人 =	78,270円	年間保険料	84,470円
65,223人	× 950円/1万人 =	6,200円	特約	
			合計保険料(一時払)	84,470円

●救急救命士特別約款(付帯) 管轄エリアの標準日時の人口: × 3,000円/1万人 = 年間保険料

中途での加入・特約追加の場合 保険期間:加入手続きの翌月1日午前0時から平成29年10月1日午後4時まで

●新規加入 円 × 円/12ヶ月 = 円

●主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてください。

本保証事項の適用範囲

1 本保証で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがあります。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申し込み時において、すでに告知したいたるを認めます。)	はい	いいえ
2 本保証で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けおそれのある事業がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申し込み時において、すでに告知したいたるを認めます。)	はい	いいえ
3 上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事業についての具体的な内容を記入		

各の同様の保険契約等 (火災保険等を含む)	会社名	保険等の種類	満期日	支払原額 (保険金額)
あり				

(印) (印) (印) (会社使用) 平成28年9月 16/14786

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故の内容(いつ・だれが・どのように等)、取扱代理店の全国消防保険サービスまでご連絡ください。(TEL03-3234-1331(平日9:00~17:00))その後、取扱代理店より事故報告書用紙をお送り致しますので、事故発生の日時・場所、被害者の氏名、事故状況等をご記入いただき、引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払することがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。また、先取特権に関する規定もございますので、詳細につきましては、消防業務賠償責任保険の手引きP.10~11をご確認ください。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の同意を得ないで加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

共同保険について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社、引受割合90%)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受割合10%)

ご加入にあたってのご注意

〈告知義務について〉

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈通知義務について〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈契約権利関係〉

この保険は一般財団法人全国消防協会を契約者とし各消防本部（局・組合）を被保険者とする賠償責任保険・約定履行費用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般財団法人全国消防協会が有します。被保険者は各消防本部（局・組合）に限ります。

〈引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は手引きP.10をご覧ください。

〈代理店の業務〉

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険金請求〉

現在のご加入について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成28年10月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後のご注意

〈変更・脱退〉

ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈加入者証について〉

加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明点があれば、パンフレット記載の連絡窓口までお問い合わせください。また、加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかご確認くださいませようお願いします。なお、パンフレットには、ご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808<通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

保険契約者

一般財団法人 全国消防協会

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル5F

TEL.0120-065-988 (平日9:00~17:00)

取扱代理店・事故のご連絡

一般財団法人全国消防協会指定代理店 全国消防保険サービス株式会社

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル5F

TEL.03-3234-1331 (平日9:00~17:00)

お問い合わせ先

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社) (担当課) 広域法人部法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4147

*このパンフレットは消防業務賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

消防業務賠償責任保険の手引き

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款:初期対応費用担保特約条項、
初期対応費用追加特約条項(一般財団法人全国消防協会用)、追加免責特約条項(一般財団法人全国消防協会用)、
人格権侵害担保特約条項、対人・対物共通支払限度額特約条項、通知等変更特約条項等付帯、
救急救命士特別約款:通知等変更特約条項等付帯、約定履行費用保険普通保険約款、
災害見舞金等補償保険特約条項(一般財団法人全国消防協会用)等付帯

お知らせ

- 1 「救急救命士特別約款」をご用意しています。**
平成22年度から救急救命士法に基づく救急救命処置も追加で補償できるようになりました。
- 2 98%の消防本部の皆様が消防業務賠償責任保険にご加入いただいております。**
28年度より「消防業務全般タイプ」に一本化されました。
- 3 バイスタンダー見舞金(感染検査費用)をお支払いします。**

平成28年7月

一般財団法人 全国消防協会

目 次

はじめに	1
1. 本保険の内容	
(1) 本保険の概要	2
(2) 対象となる業務	2
(3) 支払限度額等	3
(4) 保険金をお支払いする場合	3
(5) お支払いする保険金の種類および支払い方法	4
(6) 保険金をお支払いできない主な場合	4
(7) 保険料(掛金)の算出方法	5
2. 加入方法	
(1) 加入手続きの流れ	7
(2) 新規・更新加入の手続き	7
(3) 中途加入・変更の手続き	7
(4) 加入依頼書の記入例	9
(5) ご加入にあたってのご注意	10
3. 保険金等請求の方法	
(1) 事故が起きたら	10
(2) 一般的な保険金請求の流れ	11
(3) 一般的な見舞金請求の流れ	12
4. 本保険に関するQ&A	
(1) 主契約について	13
Q1-1:再燃火災による事故も対象になるのですか?	
Q1-2:なぜ、消防施設の瑕疵による賠償責任は補償されないのですか?	
Q1-3:許可、認可、命令等、行政処分の誤りによる、休業損害・営業補償等の賠償責任は対象になりますか?	
Q1-4:非常備消防の行為により、消防本部が負った賠償責任も対象となりますか?	
Q1-5:支払限度額を3億円以上に変更することが可能ですか?	
(2) 「初期対応費用」「人格権侵害」について	13
Q2-1:「初期対応費用」「人格権侵害」とはどのような補償ですか?	
Q2-2:「初期対応費用」や「人格権侵害」では、実際にどのような事故が補償されますか?	
Q2-3:「初期対応費用」で使用する約款(特約条項)はどのようなものですか?	
Q2-4:「人格権侵害」で使用する約款(特約条項)はどのようなものですか?	
(3) 「バイスタンダー見舞金」について	16
Q3-1:「バイスタンダー見舞金」とは?	
(4) 「救急救命士特別約款」について	16
Q4-1:「救急救命士特別約款」とはどのような保険ですか?	
Q4-2:救急救命士個人が負った賠償責任も対象となりますか?	
Q4-3:「救急救命士特別約款」のみの加入はできますか?	
(5) 加入手続きについて	16
Q5-1:保険期間の途中で、特約の追加は可能ですか?	
(6) 変更手続きについて	16
Q6-1:消防本部の合併や消防事務の受託等により管轄エリアが変更になった場合はどのようにしますか?	
5. 参考資料	
(1) 応急手当に係る見舞金支給基準	17
(2) 応急手当に係る見舞金請求書	19
(3) バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書	20

はじめに

本協会では平成 10 年に、高度化する救急業務の安定した業務運営をサポートすることを目的に、救急業務を補償対象とした「救急業務賠償責任保険」を新設しました。平成 20 年度からは名称を「消防業務賠償責任保険」に変更し、消火活動や予防業務をはじめとした消防業務全般にまで拡充した補償をご提供し、現在では 98%を超える多くの消防本部でご加入いただいております。

本制度は消防本部の皆様からのご要望にお応えする形で補償の充実を図っており、主契約に加え追加特約として、平成 22 年度より「救急救命士特別約款」を新設しました。平成 28 年度より新たに応急手当の普及啓発を推進することを目的として、「バイスタンダー見舞金（感染検査費用）」を付帯しております。

詳しくは本手引き又はパンフレット等の内容をご覧ください。

1.本保険の内容【賠償責任担保条項】

(1)本保険の概要

業務遂行に起因して、他人に身体障害を負わせたり、または財物を損壊したことや、人格権を侵害したことについて、被保険者である消防本部(局・組合)が法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害や初期対応に要した費用を補償する保険です。

また、救急救命士の資格に基づく業務に起因して、第三者に身体障害を負わせたことについて被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害も補償の対象に追加することができます。(救急救命士個人が負う法律上の賠償責任は対象となりません。)

救急救命士の資格に基づく業務については、他人の身体障害が保険期間中に日本国内において発見された場合、それ以外の業務については、他人の身体障害または財物損壊が保険期間中に日本国内において発生した場合(人格権侵害については、原因となる不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合)に限ります。

バイスタンダーの応急手当に係る見舞金は、保険期間中にバイスタンダーが救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際に、消防本部が「応急手当に係る見舞金支給基準」に従ってバイスタンダーに見舞金(感染検査費用)を支払うことによって負担する費用に対して保険金をお支払するものです。

(2)対象となる業務

本保険では主契約と1つの特約をご用意しています。

	対象となる業務(免責事項を除きます)	年間保険料
主契約	消防法に定める消防本部(局・組合)が実施する全ての業務 ・火災の予防 ・危険物 ・消防の設備等 ・火災の警戒 ・消火の活動 ・火災の調査、救急業務 ・救助の活動 ・消防団の活動 ・バイスタンダーによる応急手当 下記記載の救急業務 ・消防法第2条9号に定義される救急業務 ・医療機関と提携のもとに実施する教育訓練 救急救命士に対する就業前教育・再教育訓練 救急業務講習、救急隊員の教育訓練 消防学校の教育訓練のうち救急科課程 ・ファイアクイックエイドにおける救助隊員、消防隊員の救急活動	人口1万人あたり 12,950円

+

特約名	対象となる業務(免責事項を除きます)	年間保険料
救急救命士特別約款	・日本国内において救急救命士の資格に基づき、病院または診療所に搬送するまでの間に傷病者に対して救急救命処置を行う業務	人口1万人あたり 3,000円

(3) 支払限度額等

賠償責任保険		初期対応費用(*2) 支払限度額	バイスタンダー見舞金(*3) (感染検査費用)
対人対物共通(合算) 支払限度額	人格権侵害(*1) 支払限度額		
1名につき 1億円 1事故につき 3億円	1名につき 50万円 1事故/保険期間中につき 100万円	1事故につき 100万円 ※但し上記の内枠で、見舞金・見舞品購入費用については対人事故被害者1名につき10万円限度	2.5万円 ※偶発的事故により罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合

+

特約部分	支払限度額(対人)
救急救命士特別約款	1事故につき 1億円 (保険期間中の支払限度額3億円)

(*1) 人格権侵害

業務に伴う不当な身体の拘束や、口頭・文書・図面等による表示により、他人の自由、名誉、プライバシーを侵害した場合に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(*2) 初期対応費用

業務に起因する他人の身体障害(当費用においては「発生のおそれ」を含みます)や財物損壊、人格権侵害事故について、消防本部が負担した初期の段階で必要となる事故調査費用や対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用などの所定の費用(使途および金額が社会通念上妥当なもの)についてお支払いします。結果として、消防本部に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。

(*3) 詳細は参考資料P17「応急手当に係る見舞金支給基準」をご参照ください。

(4) 保険金をお支払いする場合

消防業務遂行に起因して他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したり、不当行為(*1)によって他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。また、対人・対物・人格権侵害事故が発生した場合に被保険者が負担した社会通念上妥当と思われる初期対応に必要な費用についてもお支払いの対象となります。バイスタンダー見舞金(感染検査費用)は、支給対象者(*2)が偶発的事故により感染症の罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合にバイスタンダー見舞金(感染検査費用)をお支払いします。

また、救急救命士特別約款をセットした場合、被保険者または業務の補助者が遂行する同特別約款の対象業務に起因して、第三者に身体障害を負わせたことについて被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対しても保険金をお支払いします(救急救命業務に関しては、対物・人格権侵害事故の補償や、初期対応に関する補償はございませんのでご注意ください)。

なお、救急救命士特別約款の業務については、他人の身体障害が保険期間中に日本国内に

おいて発見された場合、それ以外の業務については、他人の身体障害または財物損壊が保険期間中に日本国内において発生した場合(人格権侵害については、原因となる不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合)に限ります。

(*1) 不当行為とは、①不当な身体の拘束、②口頭または文書もしくは図画等による表示をいいます。

(*2) 支給対象者とは、被保険者が管轄する地域内において救急業務に協力しているバイスタンダーが、偶然な事由により罹患した疑いのある場合、応急手当を実施した事実および実施に伴い罹患した疑いがあることを被保険者が客観的に判断できる場合の対象者をいいます。

(5) お支払いする保険金の種類および支払い方法

次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。(救急救命士特別約款については①～⑤が対象となります。)

- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費 等)
*損害賠償責任の承認または損害賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ② 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
*引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③ 賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ④ 引受保険会社が被保険者に代わり損害賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用
*引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ⑥ 初期対応費用:法律上の損害賠償責任の有無が判明していない場合であっても、事故の初期の段階において被保険者が負担する社会通念上妥当な費用(事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用、事故現場の取り片付け費用、通信費、対人事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用など)
(対象となる費用の詳細は特約条項によります(一部事前に引受保険会社の同意を要する費用もございます。)。なお、初期対応費用においては、「他人の身体の障害を発生させたおそれがある」場合も、対人事故が発生したとみなされます。)
- ⑦ バイスタンダー見舞金(感染検査費用)

保険金のお支払い方法は以下の通りです。

- 上記①は、①の額を支払限度額を限度にお支払いします。
- ②～⑤は、原則としてその実額をお支払いします。ただし、②については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- ⑥は、初期対応費用保険金の支払限度額を限度にお支払いします。(ただしその内枠において、見舞金・見舞品購入費用については、対人事故の被害者1名あたり10万円が限度となります。)
- ⑦は、見舞金として支給対象者1名あたり2.5万円をお支払いします。

(6) 保険金・見舞金をお支払いできない主な場合

【主契約】

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 戦争(*1)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償の特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ **自動車、原動機付自転車、航空機、施設外にある船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)等の所有・使用または管理に起因する損害(*2)**
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑦ 救急救命士法に基づき行う救急救命処置に起因する賠償責任
*対人事故に係る消防本部の賠償責任については「救急救命士特別約款」の付帯により補償されます。
- ⑧ 日本国外で発生した事故
- ⑨ 庁舎、消防施設の瑕疵に起因する損害(*3)
- ⑩ 身体障害や財物損壊が生じていない事故(営業損失などの経済的な損害のみの事故など。ただし、主契約においては人格権侵害を除く。)
- ⑪ 破壊消防による損害賠償

- ⑫住民参加による防火・防災訓練での参加住民のケガ(ケガによる死亡を含む)に対する損害賠償または災害補償(*4)
- ⑬広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する人格権侵害
- ⑭被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑮医療行為および、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により許可されている場合を除きます。)、薬品の投与等

など

【バイスタンダー見舞金(感染検査費用)】

- ①見舞金支給対象者または見舞金を受け取るべき者(法定相続人をいう。以下同じ。)の故意または重大な過失
- ②見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用
- ④見舞金支給対象者の疾病または心神喪失
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ⑦核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧⑤～⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩見舞金支給対象者の請求または受領に不正の事実があった場合その他被保険者が、不適正と判断した場合

など

【救急救命士特別約款】

- 主契約①～⑥、⑭に加え、
- ⑯日本国外で発見された事故
 - ⑰他人の身体障害が発生していない事故
 - ⑱名譽き損または秘密漏えい
 - ⑲業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
 - ⑳救急救命士個人の負う賠償責任

など

[①～⑳は保険金、①～⑩は見舞金に関する内容]

※前記内容について、最終的な判断は保険約款に従います。

(* 1) 宣戦の有無を問いません。

(* 2) 航空機保険、船舶保険、自動車保険・共済の分野となります。

(* 3) 全国市長会及び全国町村会の制度での対象となるため、本保険制度では対象外としています。

(* 4) (財)日本消防協会の制度での対象となるため、本保険制度では対象外としています。

(7) 保険料(掛金)の算出方法

①新規・更新加入の場合

	人口(※1)	(※2)	年間保険料(※3)
主契約	人	×12,000円/1万人= × 950円/1万人=	円
救急救命士特別約款	人	×3,000円/1万人=	円

※1:人口は、平成28年4月1日の全国消防長会発行の『消防現勢』記載の数値(住民基本台帳及び外国人登録法上の人口)を用いてください。

※2:主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入し10円単位にしてから合算してください。

※3:1円単位を四捨五入して10円単位にしてください。

<保険料計算例>

(例) 人口65,223人のA消防本部が加入した場合の年間保険料

$$\begin{array}{r}
 65,223人 \times 12,000円 / 1万人 = 78,267.60円 \rightarrow 78,270円 \\
 \times 950円 / 1万人 = 6,196.19円 \rightarrow 6,200円 \\
 \hline
 \rightarrow 84,470円
 \end{array}$$

(例) 人口65,223人のA消防本部が「救急救命士特別約款」を付帯して加入した場合の年間保険料

$$\begin{array}{r}
 \text{主契約} \\
 65,223人 \times 12,000円 / 1万人 = 78,267.60円 \rightarrow 78,270円 \\
 \times 950円 / 1万人 = 6,196.19円 \rightarrow 6,200円 \\
 \hline
 \rightarrow 84,470円
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{特約} \\
 65,223人 \times 3,000円 / 1万人 = 19,566.90円 \rightarrow 19,570円
 \end{array}$$

$$\text{合計保険料} \quad 84,470円 + 19,570円 = 104,040円$$

② 中途加入・変更の場合

毎月20日までにご加入手続きをいただければ、翌月1日から中途加入することができます。

この場合の保険責任期間は、中途加入日(午前0時)から平成29年10月1日(午後4時)までとなります。

また、特別約款の中途付帯も可能です。

a. 中途での新規加入

年間保険料 × 加入月数(※4) / 12ヶ月 = 中途加入保険料(※5)

(例) 人口65,223人のA消防本部が、5月から中途加入する場合の保険料

$$\begin{array}{r}
 65,223人 \times 12,000円 / 1万人 = 78,267.60円 \rightarrow 78,270円 \\
 \times 950円 / 1万人 = 6,196.19円 \rightarrow 6,200円 \\
 \hline
 \rightarrow 84,470円 \\
 \\
 78,270円 \times 5ヶ月 / 12ヶ月 = 32,612.5円 \rightarrow 32,610円 \\
 6,200円 \times 5ヶ月 / 12ヶ月 = 2,583.33円 \rightarrow 2,580円 \\
 \hline
 \rightarrow 35,190円 \quad (\text{中途加入保険料})
 \end{array}$$

b. 中途での特約付帯

特約年間保険料 × 加入月数(※4) / 12ヶ月 = 中途付帯保険料(※5)

(例) 人口65,223人のA消防本部が、5月から「救急救命士特別約款」を中途付帯する場合の保険料

$$65,223人 \times 3,000円 / 1万人 = 19,566.9円 \rightarrow 19,570円 \quad (\text{年間保険料})$$

$$19,570円 \times 5ヶ月 / 12ヶ月 = 8,154.1円 \rightarrow 8,150円$$

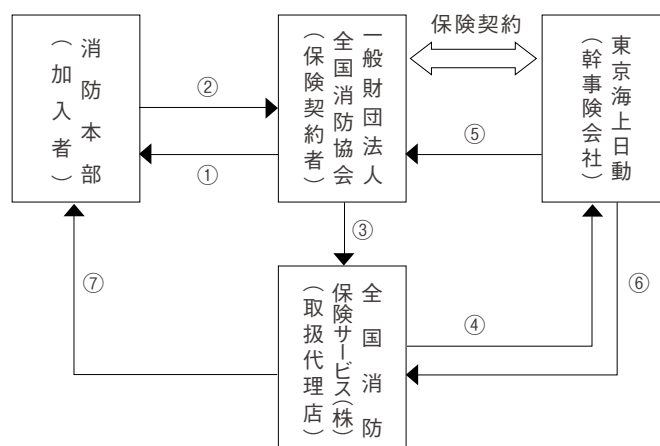
※4 10月1日までの残月数となります。

手続月 (締切日で判定)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
中途加入・ 変更月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加入月数	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※5 1円単位を四捨五入して10円単位にしてください。

2. 加入方法

(1) 加入手続きの流れ



- ①パンフレット、加入依頼書、手引の送付
- ②加入依頼書、保険料のご送付
- ③加入依頼書、保険料の取りまとめ・送付
- ④加入依頼書、保険料の取りまとめ・送付
- ⑤保険証券の発行
- ⑥加入者証の作成・送付
- ⑦加入者証の送付

(2) 新規・更新加入の手続き

- ①加入締切日(9月5日(月))までに所定の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出ください。
- ②保険料は加入締切日までに下記口座に送金してください。

みずほ銀行 町村会館出張所 普通1828721
口座名義人 消防業務賠償責任保険 業務理事 須貝俊司

- ③保険期間は平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時までの1年間です。
- ④11月中旬頃に加入の覚えとして、加入者証をお送りします。12月になっても届かない場合は契約者にご連絡ください。(団体契約のため保険証券は一般財団法人全国消防協会事務局が保有します。)

(3) 中途加入・変更の手続き

- ①所定の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出いただくと同時に、保険料を上記の口座に送金してください。
- ②毎月20日までにご加入手続きをいただければ、翌月1日(午前0時)から中途加入(補償開始)することができます。
- ③中途加入の場合も、保険期間終期は平成29年10月1日(午後4時)までとなります。
- ④加入の翌月に加入の覚えとして加入者証を送付します。

※加入の翌々月になっても届かない場合は契約者にご連絡ください。

保険期間中での特約の付帯も可能です。保険料の計算方法は「1(7)②b、中途での特約付帯」をご覧ください。また申込時は取扱代理店までお問い合わせください。

<共同保険契約に関するご説明等>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)	90%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10%

(4) 加入依頼書の記入例

一般財団法人 全国消防協会事務局 御中		①一般財団法人 全国消防協会用		
消防業務賠償責任保険加入依頼書				
ご加入時の確認事項	保険内容に関してはパンフレット等をご参照ください。 次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員であることを確認し、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、以下の通り一般財団法人全国消防協会を契約者とする消防業務賠償責任保険に加入を依頼します。			
加入依頼年月日	加入区分			
平成 00 年 9 月 1 日	<input type="radio"/> 新規 <input checked="" type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 中途加入 <input type="radio"/> 加入タイプ変更 <input type="radio"/> 特約追加			
ご加入者兼被保険者	〒102-8119 電話番号 03-1234-5678 FAX番号 03-1234-5678			
住所	東京都千代田区麹町1-6-2			
☆氏名	〇〇消防本部 消防長 消防太郎	ご加入時の確認事項 確認印兼用 (2枚目にもご捺印ください)		
★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。				
保険料	新規・更新加入の場合 保険期間:平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時まで			
	●主契約部分 管轄エリアの基準日時時点の人口☆ 人口1万人あたり保険料 65,223 人 × 12,000円/1万人 = 78,270 円 × 950円/1万人 = 6,200 円 <small>※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください</small>			
	年間保険料 84,470 円 <small>※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください</small>			
	●救急救命士特別約款 (付帯する) 管轄エリアの基準日時時点の人口☆ 人口1万人あたり保険料 [] 人 × 3,000円/1万人 = [] 円 <small>※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください</small>			
年間保険料 [] 円 特約 合計保険料(一時払) 84,470 円 <small>※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください</small>				
中途での加入・特約追加の場合 保険期間:加入手続きの翌月1日午前0時から平成29年10月1日午後4時まで				
●新規加入 [] 円 × [] ヶ月/12ヶ月 = [] 円 <small>※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください</small>				
◆主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてから合算してください				
★告知事項申告欄	1 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>		
	2 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>		
	3 上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入			
他の同種の保険契約等 (共済契約を含む)	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)
あり <input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/>				
(担当課)	(担当者)	(連絡先)	(会社使用欄) [] [] [] []	
平成28年6月作成 16-T14786				

(5) ご加入にあたってのご注意

- ①告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお応えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ②通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。
- ③他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ④契約権利関係:この保険は一般財団法人全国消防協会を契約者とし各消防本部(局・組合)を被保険者とする施設賠償責任保険・救急救命士賠償責任保険・約定履行費用保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般財団法人全国消防協会が有します。被保険者は各消防本部(局・組合)に限ります。
- ⑤引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者(補償を受けられる方)である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)
- ⑥代理店の業務:取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ⑦重大事由による解除について:以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

3. 保険金等請求の方法

(1) 事故が起きたら

【保険金】

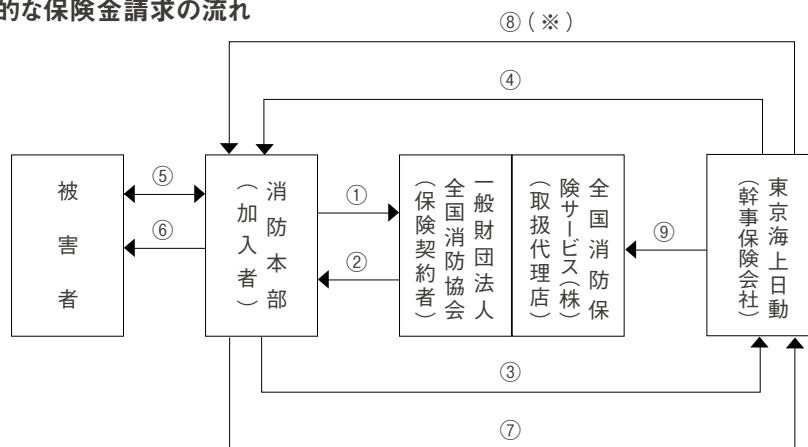
- ①保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所(救急救命士特別約款においては「事故発見の日時」も必要です)、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項についてや、必要書類、消防本部名を、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ②賠償責任保険においては、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保

険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

【見舞金】

- ①見舞金支給対象者または見舞金を受け取るべき者(法定相続人をいいます。以下同じ)が見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった事故の日を含めて30日以内に事故発生の状況を被保険者に届出するものとし、被保険者が説明を求めたときはこれに応じなければなりません。
 - ②見舞金支給対象者または見舞金を受け取るべき者が正当な理由なく①に規定する報告を行わなかったとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときはお支払いできません。
 - ③見舞金支給対象者または見舞金を受け取るべき者が、見舞金の支給を受けようとするときは、必要書類(*)を添えた別途定める様式の見舞金請求書の提出が必要です。
- (*)必要書類とは、①応急手当に係る見舞金請求書②見舞金支給対象者の本人確認書類の写(運転免許証、健康保険証等)③医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類

(2) 一般的な保険金請求の流れ



- ①事故内容(いつ、どこで、だれが、どのように等)のご通知
- ②事故報告書用紙 FAX送信
- ③事故報告書のご記入・ご送信
- ④保険金等請求書類(必要となる書類)の送付
- ⑤示談(幹事保険会社に事前にご相談ください)
- ⑥賠償金のお支払い(幹事保険会社に事前にご相談ください)
- ⑦保険金等請求書類のご記入・ご送付
- ⑧保険金等のお支払い(※)
- ⑨保険金等の支払通知書の送付

(※) 保険金等請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

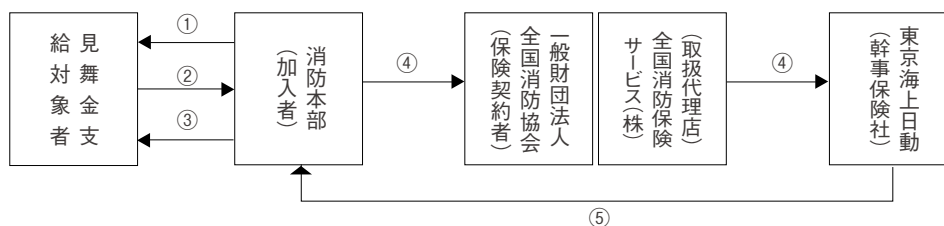
保険金の請求には、次のような書類が必要です。

書類の種類	対人事故	対物事故
賠償責任保険請求書	○	○
事故・証明書	△	△
診断書	○	
医師への照会に関する同意書	△	
印鑑証明書	△	△
休業証明書	△	
所得額証明書	△	
示談書	△	△
修理費見積書または領収書		○
治療費領収書	○	
写真	△	○
その他関係書類	△	△

○必ずご提出いただく書類

△場合によってはご提出いただく書類

(3) 一般的な見舞金請求の流れ



① バイスタンダーの確認(見舞金支給対象者の判定)

② 「応急手当に係る見舞金請求書」(※1)の提出

③ 応急手当に係る見舞金の支給

④ 「バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書」(※2)および、下記表中の書類を提出

⑤ バイスタンダー見舞金の支払

書類の種類
見舞金支給対象者の本人確認の書類写(運転免許証、健康保険証等)
医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類
見舞金の支給を証明するもの

(※1) 詳細は参考資料 P20をご参照ください。

(※2) 詳細は参考資料 P19をご参照ください。

4.本保険に関するQ&A

(1)主契約について

Q1-1:再燃火災による事故も対象になるのですか？

A1-1:対象となります。但し、あくまでも消防本部側に過失または重過失があり、賠償責任を負担するケースとなります。消防本部の過失認定は、極めて難しい判断を伴いますので、過去の判例や裁判所等の判断により決定されます。

Q1-2:なぜ、消防施設の瑕疵による賠償責任は補償されないのですか？

A1-2:本保険では補償対象としていません。全国的に普及している「全国市長会」「全国町村会」の制度で補償されているため本保険では補償対象としていません。「全国市長会」「全国町村会」制度へのご加入を検討ください。

Q1-3:許可、認可、命令等、行政処分の誤りによる、休業損害・営業補償等の賠償責任は対象になりますか？

A1-3:対象となりません。本保険は、第三者の身体・生命および財物を直接的に害したことについて消防本部が負担する法律上の賠償責任を補償する保険となっており、行政処分等により、身体・財物の損害なく間接的に生じた営業損害等は対象となりません。(主契約における人格権侵害事故は除く。)但し、行政処分等により身体障害・財物損壊が発生した場合には補償対象となります。
※最終的な判断は保険約款に従います。

Q1-4:非常備消防の行為により、消防本部が負った賠償責任も対象となりますか？

A1-4:対象業務に合致すれば、対象となります。但し、非常備消防が単独で行った行為等で消防本部に賠償責任が発生しない場合は対象となりません。
※最終的な判断は保険約款に従います。

Q1-5:支払限度額を3億円以上に変更することが可能ですか？

A1-5:ご希望の本部は、取扱代理店にご相談ください。

(2)「初期対応費用」「人格権侵害」について(救急救命業務では対象となりません。)

Q2-1:「初期対応費用」「人格権侵害」とはどのような補償ですか？

A2-1:以下の補償内容になります。

①初期対応費用とは

業務に起因する他人の身体障害(当費用においては「発生のおそれ」を含みます)や財物損壊、人格権侵害事故について、初期の段階で必要となる事故調査費用や対人事故の被害者に対する見舞金・見舞品購入費用、担当者等を現場に派遣するための交通費、通信費などで社会通念上妥当な金額に対して保険金をお支払いします。結果として、消防本部に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。

支払限度額は、1事故100万円(対人事故の場合、1名につき見舞金、見舞品購入費用は支払限度額の内枠で10万円限度)となります。

②人格権侵害とは

業務に伴う不当な身体の拘束や、口頭・文書・図面等による表示により、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合の賠償責任を補償します。

支払限度額は、1名50万円／1事故・保険期間中100万円となります。

Q2-2:「初期対応費用」や「人格権侵害」では、実際にどのような事故が補償されますか？

A2-2:以下のような事故例・支払いが補償されます。(※実際の支払いに関しては保険約款に従います。)

<初期対応費用>

救助時に事故が発生し消防本部側の責任が判明していないが、被傷者にお見舞品を配布した。

<人格権侵害>

・失火者を間違えて公表し、名誉・プライバシー侵害として訴えられた。

・救助現場における発言によって、人格権の侵害と訴えられた。

Q2-3:「初期対応費用」で使用する約款(特約条項)はどのようなものですか?

A2-3:下記特約条項となります。

初期対応費用担保特約条項

第1条(初期対応費用の支払)

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故について、被保険者が初期対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
初期対応費用	次の費用のうち、前条(1)の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア.事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ.事故現場の取り片付け費用 ウ.被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ.通信費 オ.事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。 カ.書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ.その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません

第3条(責任の限度)

当社は、1回の事故について、第1条(初期対応費用の支払)(1)の損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

初期対応費用 追加特約条項

第1条(初期対応費用の支払)

この保険契約において当社が保険金を支払うべき他人の身体の障害を被保険者が発生させたおそれがある場合は、当社は、初期対応費用担保特約条項(以下「初期対応特約」といいます。)第1条(初期対応費用の支払)(1)に規定する事故が発生したものとみなします。

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および初期対応特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

Q2-4:「人格権侵害」で使用される約款(特約条項)はどのようなものですか?

A2-4:下記特約条項となります。

人格権侵害担保特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約条項が付帯される特別約款またはこの保険契約に付帯される他の特約条項(以下「特約」といいます。)の第1条(保険金を支払う場合)に規定する「施設」もしくは「昇降機」の所有、使用もしくは管理、「仕事」もしくは「業務」の遂行もしくはその結果または「生産物」に関し、いずれかの事由に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2)当社は、(1)の不当行為が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア.不当な身体の拘束 イ.口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)ならびに特約の「保険金を支払わない場合」に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ②事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ③被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ④被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑤広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

第4条(縮小支払割合)

普通保険約款第4条(責任の限度)(1)の規定にかかわらず、当社は、1回の事故について、普通保険約款第2条(損害の範囲)②から⑤までに規定する費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券に記載された縮小支払割合を乗じて得た金額のみに対して、保険金を支払います。

第5条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特約の規定を適用します。

(3) 「バイスタンダー見舞金」について

Q3-1:「バイスタンダー見舞金」とは?

A3-1:バイスタンダー(各消防本部が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者)が救急業務に協力し、偶発的な事故により罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合の検査費用(「感染症のおそれがある場合の検査費用」を対象)として見舞金をお支払いするものです。(ただし、応急手当を実施した事実および手当の実施に伴うものであることを被保険者である消防本部が客観的に判断できる場合)

(4) 救急救命士特別約款について

Q4-1:「救急救命士特別約款」とはどのような保険ですか?

A4-1:日本国内において救急救命士の資格に基づき、病院または診療所に搬送するまでの間に傷病者に対して行った救急救命処置を原因として、第三者の身体・生命を害したことについて消防本部が負担する法律上の賠償責任を補償する保険です。

Q4-2:救急救命士個人が負った賠償責任も対象となりますか?

A4-2:対象なりません。本特約は消防本部が負担する賠償責任を補償する保険となっております。

Q4-3:「救急救命士特別約款」のみの加入はできますか?

A4-3:特約のみの加入はできません。主契約にご加入頂いた上で、本特約にご加入下さい。

(5) 加入手続きについて

Q5-1:保険期間の途中で特約の追加は可能ですか?

A5-1:可能です。但し毎月20日締切り、翌月1日補償開始となります。
取扱代理店まで連絡してください。

(6) 変更手続きについて

Q6-1:消防本部の合併や消防事務の受託等により管轄エリアが変更になった場合はどのようにしますか?

A6-1:管轄エリアの変更等により、当初の保険料算出に使用した基準日(平成28年4月1日)時点の人口が変更となる場合は変更後の管轄エリアに該当する基準日時点の人口で保険料を再算出し、残り期間分の保険料を追加頂くことになります。詳細については取扱代理店まで連絡してください。

以上

5.参考資料

(1) 応急手当に係る見舞金支給基準

1 目的

この基準は、バイスタンダー(〇〇消防本部(消防本部名を記入)が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者をいう。以下同じ。)が応急手当の実施により〇〇消防本部(消防本部名を記入)の救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際の検査費用を、見舞金として支給することでその損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

2 用語の定義

この基準において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 応急手当 心肺蘇生処置、大出血時の止血、傷病者管理、外傷の手当、搬送等をいう。
- (2) 偶発的事故 応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (3) 心肺蘇生処置 人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ及びAEDによる除細動をいう。
- (4) 感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、HBV、HCV、HIV及び梅毒をいう。
- (5) 検査 直後検査および結果検査をいう。
- (6) 直後検査 偶発的事故が発生してからその日を含めて7日以内(7日目の午後12時までをいう。)に行うもので、応急手当の実施と関係なく既に感染症にり患していないかを確認するための血液検査等をいう。
- (7) 結果検査 直後検査を行った日から、その日を含めておおむね3か月経過した時点で行うもので、偶発的事故による感染の有無を調べるための血液検査等をいう。
- (8) HBV B型肝炎ウイルスをいう。
- (9) HCV C型肝炎ウイルスをいう。
- (10) HIV ヒト免疫不全ウイルスをいう。

3 適用要件

この基準の適用要件は、次の場合によるものとする。

バイスタンダーが偶発的な事故により感染症にり患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴い感染症にり患した疑いがあることを〇〇消防本部(消防本部名を記入)が客観的に判断できるとき。

4 感染検査見舞金の支給

3に規定する適用要件に該当する者(以下「見舞金支給対象者」という。)が、感染症の検査を受けた場合に感染検査見舞金2万5千円を支給する。

5 見舞金の支給を認めない場合

- (1) 次に掲げる事由によって生じた事故に対しては見舞金を支給しない。
 - ア 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者(法定相続人をいう。以下同じ。)の故意又は重大な過失
 - イ 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - ウ 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用
 - エ 見舞金支給対象者の疾病又は心神喪失
 - オ 地震、噴火又はこれらによる津波
 - カ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - キ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ク オ～キまでの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ケ キ以外の放射線照射又は放射能汚染
- (2) 見舞金支給対象者の請求又は受領に不正の事実があった場合その他〇〇消防本部(消防本部名を記入)が不適正と判断した場合は、見舞金を支給しない。

6 事故の報告

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった事故の日を含めて30日以内に事故発生の状況を、〇〇消防本部(消防本部名を記入)に届け出るものとし、〇〇消防本部(消防本部名を記入)が説明を求めたときはこれに応じなければならない。
- (2) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)に規定する報告を行わなかったとき、又はその報告について知っている事実を告げなかったとき、若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

7 見舞金の請求

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に定める書類を提出させるものとする。
- (2) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の請求を第三者に委任する場合には、(1)に規定する提出書類のほか、委任を証する書類を提出させるものとする。
- (3) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者に対し、(1)及び(2)以外の書類の提出を求めること又は(1)の提出書類の一部の省略を認めることができるものとする。
- (4) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が(1)又は(2)の規定に違反したとき、又は提出書類において知っている事実を告げず若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

8 見舞金の支給手続

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者から7(1)及び(2)の書類等を受領した日から30日以内に見舞金が支給されるよう手続を行うものとする。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく手続を行うものとする。
- (2) (1)の支給は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとする。

附則

- 1 この基準は平成28年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に実施した応急手当により生じた事故については適用しない。

別表

提出書類
①応急手当に係る見舞金請求書
②見舞金支給対象者の本人確認書類の写(運転免許証、健康保険証等)
③医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類

(2) 応急手当に係る見舞金請求書

消防本部提出用

応急手当に係る見舞金請求書

平成 年 月 日

御中

¥ _____

1. 見舞金請求者

住所	□□□-□□□□□□				
フリガナ					
氏名	印	ご連絡先	TEL	-	-
			日中 連絡 先	-	-

2. 見舞金振込先

金融機関 (ゆうちょ 以外)	銀行 信用金庫 信用組合 農協					支店 支所
	普通・当座	支店コード (3桁)	□□□	口座番号	□□□□□□□□	
口座名義 (カタカナで記入)						
ゆうちょ 銀行	ゆうちょ銀行					通帳記号 □□□□□□
						通帳番号 □□□□□□□□
口座名義 (カタカナで記入)						

消防本部受領印

(3) バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書

(一般財団法人全国消防協会提出用)

<個人情報利用目的>
 お客様個人の情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

バイスタンダー見舞金請求書 兼 事故状況証明書

東京海上日動火災保険株式会社
 本店損害一・企業財賠損課 御中

平成 年 月 日

本事故につき、約定に基づき履行した上記金額を請求しますので下記支払指図の通りお支払下さい。
 尚、下記事項は事実と相違ないことを証明します。

¥ 25,000		証券番号			
被保険者	住所	<input type="text"/> - <input type="text"/> 都 道 区 市 府 県 町 村	TEL	-	-
	本部名		消防長	⑩	
消防本部確認者	所属		氏名		
バイスタンダー	住所	<input type="text"/> - <input type="text"/> 都 道 区 市 府 県 町 村	TEL	-	-
	氏名	生年月日	大・昭・平 年 月 日	(歳)	
		職業			
事故	発生場所		発生日時	平成 年 月 日	午前 午後 時 分
	発生の原因・状況				

保険金は下記銀行口座に振り込んで下さい。口座への振込をもって支払がなされたものと認めます。

	銀行 信用金庫 信用組合	支店
普通・当座	店番 <input type="text"/>	口座番号
口座名義 (カタカナで記入)		

受付印	代理店	保険会社

(約定履行費用保険金請求書類)

この手引きは消防業務賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。
パンフレットと併せて必ずご参照をお願いいたします。保険の詳細は、保険会社より
ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますので、保険の
内容についてご不明な点がございましたら代理店または保険会社におたずねください。
ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレット・手引きの内容を
被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
なお、幹事保険会社との間における指定紛争解決機関につきましては、パンフレット
をご参照願います。

消防業務賠償責任保険加入依頼書

ご加入時の確認事項

保険内容に関しましてはパンフレット等をご参照ください。

次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員であることを確認し、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、以下の通り一般財団法人全国消防協会を契約者とする消防業務賠償責任保険に加入を依頼します。

加入依頼年月日				加入区分			
平成	年	月	日	新規	更新	中途加入	加入タイプ変更
				特約追加			

ご加入者兼被保険者	住所	〒	-	電話番号	-	-	FAX番号	-	-
	☆氏名								ご加入時の確認事項 確認印兼用 (2枚目にも ご捺印ください)

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

新規・更新加入の場合 保険期間:平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時まで

●主契約部分

管轄エリアの基準日時点の人口☆ × 人口1万人あたり保険料

人 × 12,000円/1万人 = 円

× 950円/1万人 = 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

年間保険料 円

●救急救命士特別約款 (付帯する)

管轄エリアの基準日時点の人口☆ × 人口1万人あたり保険料

人 × 3,000円/1万人 = 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

年間保険料 円

主契約 ↓

合計保険料(一時払) 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

中途での加入・特約追加の場合 保険期間:加入手続きの翌月1日午前0時から平成29年10月1日午後4時まで

●新規加入

年間保険料 円 × ヶ月/12ヶ月 = 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

中途加入の保険料(一時払) 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

◆主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてから合算してください

★告知事項申告欄 どちらかに○をお付けください。	1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	
	2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	
	3	上記1. 2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入			
	他の同種の保険契約等 (共済契約を含む)	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)
	あり	なし			

(担当課) _____ (担当者) _____ (連絡先) _____ (会社使用欄)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

消防業務賠償責任保険加入依頼書

ご加入時の確認事項 | 保険内容に関しましてはパンフレット等をご参照ください。
 次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員であることを確認し、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、以下の通り一般財団法人全国消防協会を契約者とする消防業務賠償責任保険に加入を依頼します。

加入依頼年月日	加入区分
平成 年 月 日	<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 中途加入 <input type="radio"/> 加入タイプ変更 <input type="radio"/> 特約追加

ご加入者兼被保険者	住所	〒	-	電話番号	-	-	FAX番号	-	-
	☆氏名								ご加入時の確認事項 確認印兼用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

新規・更新加入の場合 保険期間:平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時まで

●主契約部分

管轄エリアの基準日時点の人口☆ 人口1万人あたり保険料

人	×	12,000	円/1万人	=	円	→	円
	×	950	円/1万人	=	円		

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

●救急救命士特別約款 付帯する

管轄エリアの基準日時点の人口☆ 人口1万人あたり保険料

人	×	3,000	円/1万人	=	円	→	円
	×	3,000	円/1万人	=	円		

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

主契約 ↓

合計保険料(一時払)

円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

中途での加入・特約追加の場合 保険期間:加入手続きの翌月1日午前0時から平成29年10月1日午後4時まで

●新規加入

円	×	ヶ月	/12ヶ月	=	円
---	---	----	-------	---	---

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

◆主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてから合算してください

★告知事項申告欄 <small>どちらかに○をお付けください。</small>	1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	
	2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	
	3	上記1. 2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入			
	他の同種の保険契約等 (共済契約を含む)	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)
	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし				

(担当課) _____ (担当者) _____ (連絡先) _____ (会社使用欄)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

消防業務賠償責任保険加入依頼書

ご加入時の確認事項 | 保険内容に関しましてはパンフレット等をご参照ください。
 次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員であることを確認し、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、以下の通り一般財団法人全国消防協会を契約者とする消防業務賠償責任保険に加入を依頼します。

加入依頼年月日	加入区分
平成 年 月 日	<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 中途加入 <input type="radio"/> 加入タイプ変更 <input type="radio"/> 特約追加

ご加入者兼被保険者	住所	〒 - - - - -	電話番号	- - - - - -	FAX番号	- - - - - -
	☆氏名					

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

新規・更新加入の場合 保険期間:平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時まで

●主契約部分

管轄エリアの基準日時点の人口☆ 人 × 人口1万人あたり保険料

$\times 12,000$ 円/1万人 =	<input type="text"/> 円	$\times 950$ 円/1万人 =	<input type="text"/> 円		年間保険料
				↓	年間保険料
				↓	合計保険料(一時払)
				↓	合計保険料(一時払)

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

●救急救命士特別約款 付帯する

管轄エリアの基準日時点の人口☆ 人 × 人口1万人あたり保険料

$\times 3,000$ 円/1万人 =	<input type="text"/> 円				年間保険料
				↓	年間保険料
				↓	合計保険料(一時払)
				↓	合計保険料(一時払)

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

中途での加入・特約追加の場合 保険期間:加入手続きの翌月1日午前0時から平成29年10月1日午後4時まで

●新規加入

年間保険料	<input type="text"/> 円	\times	<input type="text"/> ヶ月/12ヶ月		=		中途加入の保険料(一時払)
							<input type="text"/> 円

※1円単位を四捨五入して10円単位にしてください

◆主契約は2つの計算式に当てはめて、1円単位を四捨五入して10円単位にしてから合算してください

★告知事項申告欄 <small>どちらかに○をお付けください。</small>	1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ		
	2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ		
	3	上記1. 2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入				
		他の同種の保険契約等 (共済契約を含む)	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)
		<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし				

(担当課) _____ (担当者) _____ (連絡先) _____ (会社使用欄)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。